

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

岐阜厚生年金 事案 1964

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和51年11月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額を昭和51年4月から同年6月までは9万2,000円、同年7月から同年10月までは10万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月30日から同年11月1日まで
昭和50年4月1日にA社に入社し、51年10月31日まで継続して勤務した。申立期間の厚生年金保険料が控除されている給与明細書を一部所持しており、当時の同僚が同様の申立てをして、記録訂正されているので、私自身の記録も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿では、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和51年10月31日の後の52年1月28日に、申立人が51年4月30日に資格を喪失した旨の処理がなされている上、同日に同年7月の標準報酬月額の改定が取り消されていることが確認できる。

また、申立人から提出された昭和51年4月分、同年6月分、同年9月分及び同年10月分の給与明細書により、申立人は、申立期間に訂正前の標準報酬月額に相当する厚生年金保険の保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立人を除く71名についても、申立人と同様に、昭和52年1月28日に、51年1月から同年10月までの期間に遡って資格を喪失していることが確認でき、これらの者の中には、上記の被保険者名簿に記載された資格喪失日より後の標準報酬月額の定時決定や随時改定の記録が取り消されている者が41名確認できる。

加えて、当該訂正処理前の記録及び申立人の供述から判断すると、昭和51年10月31日において、A社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について昭和51年4月30日に資格を

喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は雇用保険の離職日の翌日である同年11月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における社会保険事務所（当時）の訂正前の記録から、昭和51年4月から同年6月までは9万2,000円、同年7月から同年10月までは10万4,000円とすることが妥当である。

岐阜厚生年金 事案 1965

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 5 月 1 日から平成 10 年 8 月 1 日まで
② 平成 10 年 8 月 3 日から 11 年 8 月 1 日まで

申立期間①について、ねんきん定期便に記載されているA社の標準報酬月額は、実際の報酬額に比べて大きな相違がある。同社に勤める前に勤務していた事業所よりも少ない給料で18年間も勤務することは無いので、給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間②について、ねんきん定期便に記載されているB社の標準報酬月額は、実際の報酬額に比べて大きな相違があるので、給与額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当該期間における標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかしながら、申立期間①のうち、平成10年1月1日から同年8月1日までの期間については、A社から営業権を譲り受けたB社から提出された申立人の10年分給与所得の源泉徴収票に記載された厚生年金保険料控除額を基に算出した標準報酬月額は、オンライン記録と近似している。

また、申立期間①のうち、昭和55年5月1日から平成10年1月1日までの期間については、給与明細書等の関連資料が無いことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

さらに、A社は、平成10年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び社会保険の担当者は死亡している上、B社は、貸金台帳等は引き継いでいないと回答していることから、申立期間①における申立人の厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

2 申立期間②について、申立人は、当該期間における標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかしながら、B社から提出された当該期間に係る給与支払明細及び給与控除明細から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オ

ンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 1966

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A社B事業所（現在は、C社B事業所）を退職した際には、次の就職先も決まっていたので、健康保険、厚生年金保険の中断期間が無いように平成 3 年 3 月 31 日を退職日として退職願を提出し、同日付けをもって辞令の交付を受けたが、廃棄して手元には無い。所持している年金手帳の厚生年金保険の記録欄に昭和 63 年 4 月 1 日から平成 3 年 4 月 1 日までとの記入があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、所持している年金手帳の厚生年金保険の記録欄に、昭和 63 年 4 月 1 日から平成 3 年 4 月 1 日までと記入されていることから、申立期間においてA社に勤務し、同社において厚生年金保険の被保険者であったと主張している。

しかしながら、C社から提出された申立人の退職願には、退職年月日は平成 3 年 3 月 30 日と記載されていることが確認できる上、同社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、A社は、同年 3 月 31 日を被保険者資格の喪失日とする届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが確認できる。

また、C社は、「年金手帳の記録欄の記入については、当時の担当者は退職しているため、記入者及び記入の経緯は分からないが、申立人の当社での在籍は、退職願の日付に基づき平成 3 年 3 月 30 日までである。申立期間の厚生年金保険料については、3 月末までの在籍を確認した上で退職金から控除するので、同月末まで在籍していない申立人の退職金から厚生年金保険料を控除していないはずだが、退職金の送金記録が無いため不明である。」と回答している。

さらに、C社から提出された退職願について、申立人は、「自ら署名し押印したものであるが、退職年月日についての明確な記憶は無い。平成 3 年 3 月 31 日は日曜日のため出勤しておらず、退職金から住民税が控除されていたことは覚えているが、厚生年金保険料が控除されていたか覚えていない。」と供

述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 1967

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 3 月 25 日から 16 年 7 月 1 日まで
A社に勤務した平成 14 年 3 月から 16 年 6 月までの標準報酬月額が 9 万 8,000 円と記録されているが、申立期間の給与は平均して 28 万円ほどあり、かなり差がある。確認できる資料は持っていないが、調査の上訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した申立期間における標準報酬月額は 9 万 8,000 円とされているが、確認できる資料は無いものの、当時の給与は平均して 28 万円ほどあったと申し立てている。

しかしながら、A社の当時の経理事務担当者は、「申立人の標準報酬月額については最低の等級で届出をし、その月額に相当する厚生年金保険料を控除していたと思う。」と供述している。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

さらに、A社は、オンライン記録では現存しているものの、事業所の実態は既に無い上、申立期間に係る賃金台帳等を保管しておらず、このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 1968

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 30 年 2 月 15 日から 32 年 3 月まで

私は、昭和 28 年 2 月から 32 年 3 月まで A 組合（現在は、B 組合）に継続して勤めていたにもかかわらず、申立期間の加入記録が抜けているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 組合 C 部で昭和 32 年 3 月に退職するまで業務内容に変わりなく勤務していたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、申立人は、A 組合 C 部の女子職員は、自身を含めて 4 名勤務していたとしているところ、当該期間において被保険者記録が確認できる C 部の女子職員は 2 名であり、2 名が被保険者となっていないことが確認できる。

また、A 組合において、昭和 24 年 6 月 6 日から 29 年 4 月 1 日までの期間に被保険者記録が確認できる C 部の女子職員は、27 歳（昭和 32 年）まで働いていたとすることから、同組合では、C 部の女子職員について、勤務期間どおりに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

申立期間②について、A 組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の摘要欄に「30. 2. 15 任包脱退」の記載があり、当該期間において同組合は、厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人を含む同組合に係る被保険者 3 名全員が昭和 30 年 2 月 15 日に資格喪失していることが確認できる。

また、申立人及び上記同僚は、いずれも当該期間の保険料控除について覚えていないとしている。

さらに、B 組合は、当時の資料は保存されていないため、申立期間における勤務実態及び保険料控除については不明であると回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。